

障害者のためのスポーツ教室

①トレーニング教室 いずれも5月10日～来年2月28日の毎月第2・4日曜日(全20回)。▶マシンコース＝10～11時 ▶体幹コース＝11～12時。①の**共通**対障害者手帳を持つ高校生以上。定各コース10人。

②リズム運動教室 5月16日～来年2月20日のおおむね毎月第1・3・5土曜日(全22回) 10～11時。対障害者手帳を持つ4歳～おおむね18歳。定30人。

③水中運動教室 5月17日～来年2月21日のおおむね毎月第1・3・5日曜日(全21回) 14～15時。対障害者手帳を持つ高校生以上。定15人。



④のびのびスポーツ教室 5月20日～来年2月17日のおおむね毎月第1・3・5水曜日(全20回) 16～17時。対障害者手帳を持つ小学～高校生。定10人。

共通障害者スポーツセンター(小倉北区三郎丸三丁目)で。④5月6日までに同センター☎922・0026、☎922・0041へ。

ミクニワールドスタジアム 北九州のスポーツ

ウォーキング教室 5月19日(火)10～11時30分。

ノルディックウォーキング 5月19日(火)13～14時30分。

共通対18歳以上。定先着各20人。料1000円。④電話で5月3日からミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側、☎521・2020)へ。

キッズ体験教室

レクリエーションスポーツやゲームなど。5月23日～9月26日のおおむね隔週土曜日(全7回)10～12時、三萩野体育館(小倉北区三萩野三丁目)で。対小学生。定先着30人。料2500円。④5月8日から北九州市レクリエーション協会☎921・2801へ。

シニアストレッチ教室

6月11日～7月16日の毎週木曜日(全6回)14時15分～15時15分、総合体育館(八幡東区八王寺町)で。対55歳以上。定20人。料1650円。④往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて5月20日までに北九州市スポーツ協会(〒805-0011 八幡東区八王寺町4-1、☎652・5007)へ。



お知らせ

令和2年度個人市県民税の証明書発行開始日について

令和2年度の個人市県民税の所得(課税)額証明については、特別徴収の人は5月11日、普通徴収の人は6月1日より交付可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、確定申告と市申告の受付期限が3月16日から4月16日まで延長されたことに伴い、3月17日以降に申告を行った人については証明へ申告内容が反映していない可能性があります。申告内容が反映した証明書の交付可能日は各区役所にある市税事務所市民税課か税務課へ問を。また、コンビニエンスストアの交付サービスでは、6月17日より交付可能です(ただし、非課税の人は、非課税証明書となります。また、未申告の人には交付できません)。問 財政局税制課☎582・2030へ。

り交付可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、確定申告と市申告の受付期限が3月16日から4月16日まで延長されたことに伴い、3月17日以降に申告を行った人については証明へ申告内容が反映していない可能性があります。申告内容が反映した証明書の交付可能日は各区役所にある市税事務所市民税課か税務課へ問を。また、コンビニエンスストアの交付サービスでは、6月17日より交付可能です(ただし、非課税の人は、非課税証明書となります。また、未申告の人には交付できません)。問 財政局税制課☎582・2030へ。



国税(申告所得税等)の申告・納付期限について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、4月16日まで延長しました。これに伴い、申告所得税と個人事業者の消費税の振替納税を利用している人の振替日についても、次のとおり延長します。また、納税が困難な人には猶予制度があります。▶申告所得税＝5月15日(金) ▶個人事業者の消費税＝5月19日(火)。問 門司税務署☎321・5831、小倉税務署☎583・1331、若松税務署☎761・2536、八幡税務署☎671・6531へ。

国のサポカー補助金について(令和2年度)

高齢運転者による安全運転サポート車の購入などの補助について。▶衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する車(サポカー)＝普通車10万円(※6万円)・軽自動車7万円(※3万円)・中古車4万円(※2万円)。※は衝突被害軽減ブレーキだけの場合 ▶後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置＝4万円(障害物検知機能無しの場合2万円)。**共通**対令和2年度中に65歳以上になる人。④予算に達し次第終了。詳細は次世代自動車振興センター、☎0570・058・850へ。担 市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課☎582・2866。



災害発生時の避難に関する調査にご協力を

土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域など災害発生のおそれが高い地域に住み、災害時に一人で避難することができない人を把握し、避難の支援について検討するため、5月初旬以降、対象となっている人に郵送で調査を行います。書類が届いた人は必要事項を記入して、返信してください。問 危機管理室危機管理課☎582・2110へ。

光化学スモッグやPM2.5に注意を

光化学スモッグとは、自動車や工場などから排出されたばい煙が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、白いモヤがかかったようになる現象のことです。春から秋に発生しやすくなり、屋外にいると目や喉が痛くなることがあります。

PM2.5とは、工場や自動車の排出ガスや土が巻き上げられたものなどが原因となって発生する、直径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことです。

これらの濃度が高い状態が続くときには、光化学スモッグ注意報などを発令してテレビや広報車などでお知らせしています。注意報などの発令情報は「防災メール・まもるくん」からメールで受信できます。また、高濃度になりやすい時期には市のホームページ(アドレスは表紙参照)で高濃度予測についても情報提供していますので、ぜひ活用してください。



「防災メール・まもるくん」登録方法

- ①登録ホームページ
<https://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>へアクセスし、専用アドレスへ空メールを送信。
- ②メールが届くので、住んでいる地域などを登録。
※登録は無料。ただし、メール受信やホームページ閲覧などの通信料は利用者の負担。



QRコード

問 環境局環境監視課 ☎582・2290

歯周病検診の受診料が500円に!

4月から40・50・60歳の人の歯周病検診受診料が1000円から500円に減額されました。対象者には誕生月の月末に受診券はがきを送付します。

また、3月以前に発行された受診券はがきを持っている人も500円で受診できます。

対40・50・60・70歳。料500円(70歳の人と※生活保護受給者や※市民税非課税世帯の人は無料)。※は区役所で無料受診券の交付が必要。

歯周病検診が受けられる登録歯科医療機関など詳細は問を。市のホームページ(アドレスは表紙参照)でもご覧になれます。



問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018